

「おいしが うれしが」キャンペーン実施要領

第1 趣旨

この要領は、食品小売店や飲食店等の食品販売事業者、生産事業者、加工事業者および流通事業者等（以下「食品販売事業者等」という。）と滋賀県が協働して、県産農畜水産物やその加工食品（料理等含む。以下「県産農畜水産物等」という。）を積極的かつ継続的に発信・PRすることにより、地産地消等を推進する「おいしが うれしが」キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を実施するため、必要な事項を定める。

第2 キャンペーンを実施する事業者の登録手続等

- 1 キャンペーンの実施を希望する食品販売事業者等は、「おいしが うれしが」キャンペーン登録申込書（別記様式）を知事に提出する。
- 2 知事は、1により提出のあった登録申込書を確認し、問題がない場合は記載内容を登録する。
- 3 知事は、2の登録内容を公表するものとする。
- 4 登録事業者（2により登録された食品販売事業者等をいう。以下同じ）は、登録内容の変更または取消しを希望する場合には、速やかにその内容を書面により知事に届け出るものとする。
- 5 知事は、キャンペーンの趣旨に著しく反する行為があったと認める場合には、登録を取り消すことができるものとし、必要と認める場合には、この旨を公表することができる。
- 6 登録の有効期限は、登録2年後の年度末までとし、取消し理由がある場合を除き自動的に更新されるものとする。

第3 キャンペーンの展開

- 1 県は、以下の取組を行う。
 - （1）食品販売事業者等に対するキャンペーンへの参画の呼びかけ
 - （2）登録事業者に対するロゴマークおよびポスター等の提供
 - （3）登録事業者の取組に関する情報発信
 - （4）その他キャンペーンの普及・定着に必要な活動
- 2 登録事業者は、自らの創意工夫と費用により、以下の取組を行う。
 - （1）キャンペーンの継続的な実施（県産農畜水産物等の意識的な取扱い）
 - （2）キャンペーンの名称やキャンペーンのロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）等の積極的な使用
 - （3）地産地消や県産農畜水産物等のPR・情報提供
 - （4）その他キャンペーンの普及・定着に必要な活動

第4 ロゴマーク

キャンペーンのシンボルとなるロゴマークは知事が作成するものとし、その使用基準は別途定める。

第5 その他

この要領に関する事務は、滋賀県農政水産部食のブランド推進課が行う。

（附 則）

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

この要領の制定以前に登録された推進店およびサポーターは、この要領により登録されたものと見なす。

(附 則)

この要領は、令和2年1月6日から施行する。

(様式) 「おいしが うれしが」キャンペーン 登録申込書

年 月 日

滋賀県知事 へ

(事業者名)

は、「おいしが うれしが」キャンペーンの趣旨に賛同し、当該キャンペーンへの登録を申し込みます。

登録にあたっては、食品等の表示に関する法令およびロゴマークの使用基準等を遵守しつつ、下記事項に取り組むことに同意し、キャンペーンの効果が十分発揮されるよう協力します。

記

- ①当該キャンペーンの継続的な実施（県産農畜水産物等の意識的な取扱い）
- ②当該キャンペーンの名称やロゴマーク等の積極的な使用
- ③地産地消や県産農畜水産物等のPR・情報提供
- ④その他キャンペーンの普及・定着に必要な活動

(ふりがな)		
事業者名 ※		
(ふりがな)		
代表者 役職・氏名		
貴社ホームページアドレス※		
連絡先	(ふりがな)	
	担当者 役職・氏名	
	住所 ※	〒
	電話番号 ※	
	FAX番号	
Eメールアドレス		
業態・業種 ※		<input type="checkbox"/> 農産物直売所 <input type="checkbox"/> 小売店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> スーパー <input type="checkbox"/> ホテル・旅館 <input type="checkbox"/> コンビニ <input type="checkbox"/> 社員食堂 <input type="checkbox"/> 生産事業者 <input type="checkbox"/> 加工事業者 <input type="checkbox"/> 流通事業者 <input type="checkbox"/> その他（ ） (以下の項目は販売店舗を有する事業者の方のみ記入) ★店舗住所（上記と異なる場合に記載） 〒 ★店舗電話番号（上記と異なる場合に記載） _____ ★複数店舗の場合、店舗名・住所・店舗業態の一覧表を添付下さい
取扱品目（複数可）※		【品目】 <input type="checkbox"/> 農産物 <input type="checkbox"/> 畜産物 <input type="checkbox"/> 水産物 【形態】 <input type="checkbox"/> 生鮮 <input type="checkbox"/> 加工品 <input type="checkbox"/> 料理
キャンペーンの取組概要※ (取り扱う県産農畜水産物等の概要など)		
上記※の情報を公開します。 支障ある事項あれば右に記入		公開に支障がある事項

○申込書提出先：〒520-8577 滋賀県大津市京町 4-1-1 滋賀県農政水産部食のブランド推進課

FAX：077-528-4881、電話：077-528-3891 E-mail：gc0101@pref.shiga.lg.jp

○本申込書は、郵送、ファックス、メールのいずれかで提出ください。

○消費者が滋賀の食材を買う（食べられる）お店（直売所、小売店、飲食店、スーパー、ホテル等、コンビニ、社員食堂等）を推進店、その他滋賀の食材を応援いただける事業者（生産・加工・流通・メディア等）をサポーターと呼びます。